

議案第 84 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

記

1 事件名

津地方裁判所 松阪支部 令和 3 年（ワ）第 31 号 求償金請求事件  
原告 共栄火災海上保険株式会社  
被告 松阪市

2 相手方

東京都港区新橋一丁目 18 番 6 号  
共栄火災海上保険株式会社  
代表取締役 石 戸 谷 浩 徳

3 損害賠償の額 1,933,162 円

4 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件に関し、和解金として金 193 万 3,162 円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金 193 万 3,162 円を令和 4 年 8 月 31 日限り原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振り込みに要する費用は、被告の負担とする。
- (3) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告の間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、他に何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

## 5 事由

平成 29 年 4 月 25 日午後 2 時 30 分頃、松阪市中道町 345 番地松阪市立三雲中学校校庭において、陸上競技部の活動中、加害生徒が投げて返した円盤がそれて被害生徒の頭部に衝突する事故が発生し、傷害を負わせた。加害生徒の保護者が加入する保険契約に基づき、被害生徒に対する損害賠償として原告から合計 552 万 3,322 円の支払が行われ、当該事故の当事者双方（被害生徒側と加害生徒側）は和解に至った。

上記保険契約に基づく損害賠償の支払をし、保険法第 25 条第 1 項の規定により、被告に対する損害賠償請求権を代位取得した原告は、部活動中の事故であるため被告の過失が認められることから、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償として、552 万 3,322 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。

令和 4 年 3 月 17 日、本件については和解による早期解決が望ましいと、津地方裁判所松阪支部から和解案が提示され、同年 5 月 9 日、弁論準備手続において裁判所からの和解勧告を受諾することとしたものである。